

静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第62号

静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、県と外国の地方公共団体との友好交流（以下「友好交流」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

**第2条** 県は、友好交流に必要な施策を策定し、県民と連携を図りながら、その施策を着実に推進する責務を有する。

(県民の役割)

**第3条** 県民は、県が実施する友好交流に関する施策に参画するよう努めるものとする。

(友好提携等の締結等に係る議決等)

**第4条** 知事は、友好交流の推進に当たり、議会との連携及び協働を強化することとし、友好提携等（相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的とする県と外国の地方公共団体との間の協定、覚書その他のこれに類する文書のうち、包括的かつ重要なものをいう。以下同じ。）の締結等をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。友好提携等の解消等をしようとするときも、同様とする。

(交流状況の報告)

**第5条** 知事は、友好提携等に基づく交流の状況について、毎年度、議会に報告しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する友好提携等は、第4条前段の議決を経たものとみなす。